

令和8年度学習者用コンピュータ等（iPad）の共同調達 仕様書

1 概要

文部科学省が掲げるGIGAスクール構想実現のために公立義務教育諸学校に整備する学習者用コンピュータ等について、共同調達会議体である「青森県GIGAスクール推進協議会」において、共同調達を行うものである。

2 調達機器及び仕様

別紙1「機器仕様詳細書（iPad）」のとおり。

3 仕様要件

- (1) 別紙1「機器仕様詳細書（iPad）」の条件を満たすこと。
- (2) 別紙1「機器仕様詳細書（iPad）」に記載されている事項以外で、パッケージとして無償で提供可能なものがあれば、契約の事務手続を行う際に、各参加自治体に提示の上、各参加自治体の求めに応じて契約に付加すること。
なお、無償で提供可能なものは、項目ごとに各参加自治体が採否を選択できるものとする。

4 納入条件

- (1) 納入する機器は、製造から1年以内の新品かつ市販されているものとし、改造カスタマイズは不可とする。
- (2) OS及びアプリケーションは、納入する時点で最新版のものとする。
- (3) 納入時に契約物品の後継モデル若しくは後継バージョンが発売された場合で、やむを得ない場合は、契約物品を後継モデル又は後継バージョンへ変更することを可能とする。ただし、契約金額に変更のないことを条件とし、各参加自治体との協議を経るものとする。
- (4) 物品の納入に当たっては、各参加自治体の指示に従い納入すること。
- (5) 納入場所までの輸送費用及び輸送に係る物品の保険費用は、受注者が負担すること。
- (6) 納品完了後、各参加自治体の検収を受けるものとする。
- (7) 納入完了後、必要に応じて操作説明を求める事があるので、留意すること。
- (8) 受注者は検収後、1年以内において納入物品の設計・材料・製造等に起因する不具合が生じたときは、修理又は交換する責を負うものとし、その費用は受注者が負担するものとする。機器修理対応に関する依頼がある場合は、平日（土、日、祝日及び年末年始を除く）午前9時から午後5時までに対応すること。

5 各参加自治体及び納入先、納入個数

各参加自治体：板柳町、鶴田町、十和田市、六戸町、横浜町、六ヶ所村、風間浦村 以上7自治体。

納入先及び納入個数は、別紙2「納入先及び数量一覧（iPad）」によるものとする。

6 納入期限

令和9年3月31日までの間で、各参加自治体が指定する日とする。公告時点で各参加自治体が予定している希望納入期限は、別紙2「納入先及び数量一覧 (iPad)」によるものとする。

納入日は、契約締結後に各参加自治体と協議の上、決定すること。特に納入に当たって、設置については、各参加自治体にスケジュール表を事前に提出の上、日程を調整すること。

なお、教室への設置を要する場合は、授業に支障のない日程で行うなど、各参加自治体と協議の上実施すること。

7 契約

契約は落札者と各参加自治体が締結するものとする。

落札者は、落札価格をもって別紙2に基づき、参加自治体と契約を締結するものとする。

なお、当該契約が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び参加団体の条例に規定する議会の議決に付すべき規定に該当する場合には、当該団体の議会の議決を得たときに契約が成立するため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。